

件名

特定社会基盤事業者を公示する件

○金融庁告示第六十二号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月二十三日

金融庁長官 井藤 英樹

一(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社SBI新生銀行 東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号

株式会社西日本シティ銀行 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目一番一号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

銀行法第二条第二項に規定する銀行業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年六月二十日

二(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社パスモ 東京都新宿区西新宿三丁目二番十一号

a u ペイメント株式会社 東京都港区港南二丁目十六番一号

楽天E d y株式会社 東京都港区港南二丁目十六番五号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

資金決済に関する法律第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和七年六月二十日